

保険料上昇の主な原因

● 現役世代からの支援金の減少

後期高齢者医療における医療費の負担割合は、後期高齢者負担率によって定められています。後期高齢者の医療給付費を後期高齢者と現役世代で公平に支え合うため、「後期高齢者一人当たりの保険料」と「現役世代一人当たりの後期高齢者支援金」の伸び率が同じになるように令和6年度に制度改正が行われました。これにより長野県の後期高齢者医療制度では、後期高齢者交付金（若い世代からの支援金）は前回の後期高齢者負担率で算定した場合より約40億円減少します。

● 出産育児支援金

出産育児一時金の支給費用の一部を、現役世代だけでなく後期高齢者医療制度も支援（拠出）する仕組みです。令和6年度に導入されましたが、激変緩和措置の終了により、長野県後期高齢者医療では2年間で約5億円負担が増加します。

● 診療報酬のプラス改定による医療費の増加

診療報酬の改定が、12年ぶりに全体でプラスとなりました。その影響もあり、今回の改定における一人当たり医療費の対前年度伸び率は3.28%となり、医療費の増加が予想されます。

保険料の増加抑制

● 決算剰余金の活用と財政安定化基金の拠出

決算剰余金の活用（50億円）と、長野県が管理している財政安定化基金からの拠出（13億円）を受けることで、保険料率の増加抑制を図りました。

● 均等割の7割軽減を7.2割軽減に拡充

低所得者に配慮するため、基礎賦課額の均等割の7割軽減について、7.2割軽減として軽減額を拡充します。

保険料の軽減

所得の低い方については、均等割額の軽減措置があります。

世帯内の被保険者と世帯主の前年の総所得金額等を合計した額	軽減割合(軽減後の均等割額)	
	令和8・9年度	令和8年度
	基礎賦課額	子ども・子育て支援納付金賦課額
43万円+10万円×(給与所得者等の数 [※] -1)以下の場合	7.2割軽減 (13,671円/年)	7割軽減 (401円/年)
43万円+(31万円×世帯の被保険者数)+10万円×(給与所得者等の数 [※] -1)以下の場合	5割軽減 (24,413円/年)	5割軽減 (669円/年)
43万円+(57万円×世帯の被保険者数)+10万円×(給与所得者等の数 [※] -1)以下の場合	2割軽減 (39,061円/年)	2割軽減 (1,071円/年)

※ 給与所得者等の数とは、世帯内の被保険者と世帯主のうち、55万円を超える給与収入を有する方の数と公的年金等の収入が125万円（その方が65歳未満の場合は60万円）を超える方の数（給与所得を有する方を除く）の合計をいいます。

＜問合せ先＞ 川上村役場税財政課税務係 TEL：0267-97-2122
または、長野県後期高齢者医療広域連合 TEL：026-229-5320



後期高齢者医療制度のお知らせです

令和8・9年度の保険料率が決まりました

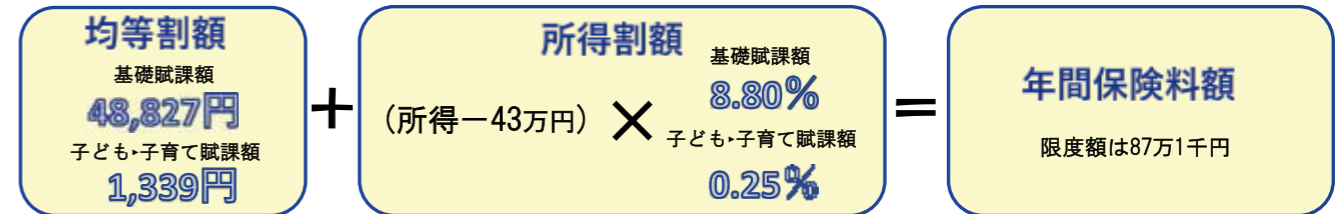
後期高齢者医療制度の保険料率は、医療給付費等を推計して2年ごとに見直されます。

長野県における令和8・9年度保険料率は、後期高齢者の増加や医療費の伸びに加え、現役世代の負担を抑えるための国の制度改正により、次のとおり増額改定することになりました。

お一人おひとりの保険料額は6月下旬に決定し、7月以降にお住まいの市町村から決定通知書によりお知らせします。

皆さまのご理解とご協力をお願いします。

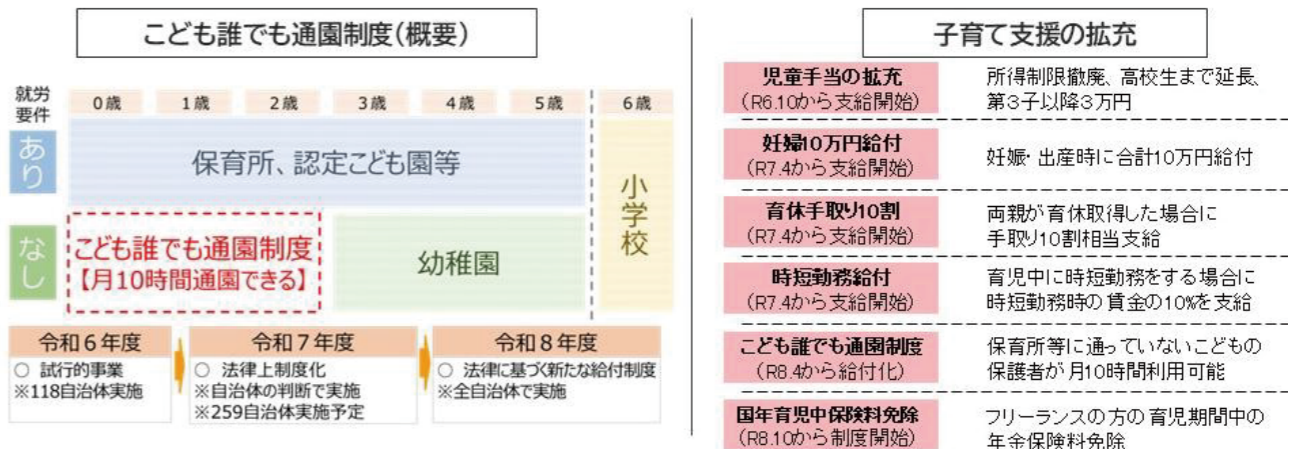
	令和6・7年度		令和8・9年度	令和8年度 (年度ごと算定します)
			基礎賦課額	子ども・子育て支援納付金賦課額 ※新設
均等割額	44,365円	→	48,827円	1,339円
所得割率	9.45%	→	8.80%	0.25%
賦課限度額	80万円	→	85万円	2万1千円



子ども・子育て支援納付金賦課額

「子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律（令和6年法律第47号）」により、子育てを社会全体で支えるため、令和8年度から子ども・子育て支援金制度が始まります。

後期高齢者医療制度においても、保険料と併せて子ども・子育て支援金を納めていただき、これを財源に子育て世帯への支援を行い、少子化に歯止めをかけ、日本の未来を支えるための制度です。



補助金のお知らせ

村では、次のとおり各種補助を行っていますので、ご活用ください。



川上村防犯対策補助金

屋外防犯カメラ等の設置（設置場所・撮影範囲が住宅の敷地内であること）

補助額：対象経費の1/2（上限2万円）



川上村自転車用ヘルメット購入費補助金

自転車乗車用に購入した新品のヘルメット（SG・JCF・CE・GS・CPSCマークのあるもの）

対象者：13歳以上の者

補助額：対象経費の1/2（上限4千円）



川上村消費者被害防止対策機器購入費補助金

特殊詐欺等の被害の対策や、通話の内容を自動的に録音すること、また着信を自動的に切断する機能が施された電話機器購入費等

補助額：対象経費の1/2（上限1万円）



川上村自動車急発進防止装置取付費補助金

自動車の急発進防止装置の設置

対象者：70歳以上の者

補助額：対象経費の1/2（上限5万円）



川上村木造住宅耐震診断事業

昭和56年5月31日以前に着工された村内の木造住宅で、村が派遣した診断士による耐震診断費用

補助額：全額



川上村住宅耐震改修事業補助金

上記耐震診断を行い、診断結果が総合評価点1.0未満の住宅で、耐震補強工事後の総合評価点が0.7以上かつ工事前の総合評価点を上回った場合の補強工事等にかかる費用

補助額：対象経費の4/5（上限115万円）



川上村空き家解体補助金

3年以上空き家の住宅の解体費にかかる費用

補助額：対象経費の1/2（上限50万円）



猫の不妊・去勢手術補助金

自らが飼育する飼い猫又は村内に生息する飼い主のいない猫の不妊・去勢手術にかかる費用

補助額：1万円/匹



川上村生ごみ処理機購入費補助金

家庭から出る生ごみの減量化と資源循環を図るため、家庭用生ごみ処理機の購入に要する費用

補助額：対象経費の1/2（上限5万円）



川上村太陽光発電システム設置補助

住宅用太陽光発電設備の設置費用

補助額：1キロワット5万円（上限20万円）

※それぞれ、他にも条件がありますので、TEL：97-2121 までお問い合わせください。

令和8年度村税等の納期のお知らせ

	個人住民税 (村県民税)	固定資産税	軽自動車税	国民健康保険税 介護保険料 後期高齢者医療保険料 (普通徴収)	国民健康保険税 介護保険料 後期高齢者医療保険料 (特別徴収)
賦課基準	1月1日	1月1日	4月1日	資格取得月	資格取得月
4月 (納期限)					1期 ㊦仮算定 年金天引
5月 (納期限)		㊦1期 (6/1)	㊦全期 (6/1)		
6月 (納期限)	㊦1期 (6/30)				2期 年金天引
7月 (納期限)		2期 (7/31)		㊦1期 (7/31)	㊦本算定
8月 (納期限)	2期 (8/31)			2期 (8/31)	3期 年金天引
9月 (納期限)		3期 (9/30)		3期 (9/30)	
10月 (納期限)	3期 (11/2)			4期 (11/2)	4期 年金天引
11月 (納期限)		4期 (11/30)		5期 (11/30)	
12月 (納期限)	4期 (12/28)			6期 (12/28)	5期 年金天引
1月 (納期限)				7期随時 (2/1)	
2月 (納期限)				8期随時 (3/1)	6期 年金天引
3月 (納期限)				9期随時 (3/31)	

※㊦は当初課税による納税通知書等の発送月です。所得や資産の更正により税額に変更があった場合は、更正があった月の翌月に改めて納税通知書を発送します。

※国保・介護・後期（普通徴収）の税額決定（7月）以降3月までに転入、社保離脱、年齢到達などによる資格取得があった場合は、資格加入の翌月に納税通知書を発送します。

※国保・介護・後期（特別徴収）の場合は、4月中旬に8月までの年金天引額を記載した仮徴収決定通知を発送します。6月下旬の本算定で年間の税額が決定したら、10月～翌2月分を含めた納税通知書を7月中旬に発送します。

特定技能外国人等の国民健康保険税について

今年も農業シーズンが始まり、多くの特定技能外国人・外国人技能実習生の方が村内に居住し、国民健康保険に加入しています。

特定技能外国人等の国民健康保険税の算定をするため、住民の皆さんと同様に前年の収入額を把握する必要があります。前年の収入額が把握できない特定技能外国人等の雇用主宛に、後日「国民健康保険税簡易申告書」を送付します。公平で適正な課税を行うために、雇用主の皆さんは内容をご確認の上、書類の提出にご協力をお願いします。

問合せ先 税財政課税務係 TEL：97-2122

沖縄県恩納村交流事業宿泊補助金 事業概要

1 事業の目的

川上村と友好都市である沖縄県恩納村との交流促進を図るため、恩納村を訪問し宿泊した村民に対し、旅行経費の一部を補助する制度です。

2 補助対象者

次の要件をすべて満たす者

- (1) 宿泊時及び申請時に川上村に住民登録がある者
- (2) 恩納村内の宿泊施設に宿泊した者
- (3) 同一世帯に属する者全員が、村税(国民健康保険税を含む)、保険料、水道料金等の各種使用料を滞納していない者
- (4) 過去4年度以内に本補助金の交付を受けていない者(※補助の利用は5年度につき1回限りとする)
- (5) 当該旅行に関して、他の補助金等の交付を受けない者
- (6) 村が指定する場所で交流活動を行った者(内容は別途定める)

3 補助対象経費

- (1) 対象となる経費
渡航費(航空運賃やフェリー代等)及び宿泊費
※航空券等と宿泊施設がセットになった旅行商品(パッケージツアー等)の代金も対象
- (2) 対象外となる経費
食糧費、現地の交通費(レンタカー、モノレール等)、出発する空港等までの交通費、キャンセル料
※業務出張、村の派遣事業、修学旅行等の学校行事に伴う宿泊は対象外

4 補助金額

- (1) 1人1泊あたり上限5,000円とし、1回の旅行につき最大2泊(10,000円)とする(5,000円に満たない場合は実費)。
※ただし、旅行経費が無料となる者(宿泊施設の添い寝や、航空機の膝上搭乗となる乳幼児等)は、補助対象人数の算定に含めない。

5 申請期間

対象となる宿泊の最終日から45日以内

6 申請に必要な書類

- (1) 沖縄県恩納村交流事業宿泊補助金交付申請書兼請求書(様式第1号)
- (2) 渡航費及び宿泊費の支払いの内容がわかる領収書等
- (3) 恩納村内で撮影されたもので、補助対象者の宿泊の事実が確認できる写真
- (4) 村が指定する場所で交流活動を行ったことが確認できる書類等

詳しくは、村のホームページをご覧ください。
産業課商工観光係(TEL:97-2123)までお問い合わせください。

修学にまつわる補助金等のお知らせ

村では、次のとおり各種補助を行っていますので、ご活用ください。

川上村奨学金返済支援補助金(新規)

人口の流出を防ぎ定住促進を図るために、大学等の修学のために貸与を受けた奨学金を返済する者に対し補助金を交付します。(この制度は、川上村に住んでいる方が対象です)

補助金額：申請年度の前年度中に遅滞なく返済した額の2/3(上限額20万円)

申請手続：5月1日から10月31日まで

対象となる奨学金、対象者については、要件がありますので申請方法を
含めてお問い合わせください。

川上村奨学金(変更)

社会に貢献する人材を養成するため、経済的理由により修学困難な者に対して、奨学金を貸与しています。

貸与額：大学等 月額60,000円(変更前40,000円)

高等学校等 月額40,000円(変更前30,000円)

※上限の額まで10,000円の額単位で変更可能

貸与期間：学校の正規の修学期間(他の奨学金との併用可能)

貸与方法：毎月末(変更前4か月ごと)

返済方法：卒業後1年経過してから、貸与期間の3倍の期間内で返済(無利子)

高校生等通学支援事業(新規)

高等学校等に在籍する生徒を養育する保護者の経済的負担を軽減し、子育て支援を図るために、通学費等の補助を行います。(入寮・下宿等している場合も対象になります。)

事業内容：高等学校・高等専門学校(高等課程)、特別支援学校高等部に在籍する
生徒を養育する保護者への補助

※在学中は毎年補助を受けることができます(上限3年間)

補助対象者：村内に住所を有し、高等学校等に在籍する生徒を養育する保護者

補助額：50,000円(生徒1人あたり)

申請：「川上村高校生等通学支援補助金兼請求書」に在学証明書等を添付して
提出してください。

※学生証のコピーでは申請できません。

提出期間：毎年5月1日から6月30日

これらについて詳しくは、村のホームページをご覧ください。
教育委員会まで(TEL:97-2600)お問い合わせください。

エアコン設置促進事業補助金

川上村では下記対象世帯に対し、エアコン設置にかかる費用を支援します。

1. 対象となる世帯

現在、居住する住宅にエアコンがなく、下記の2つの条件を両方とも満たす世帯が支援対象となります。

- (1) 「65歳以上の高齢者のみの世帯」または「未就学児を扶養している世帯」
- (2) 「村民税非課税世帯」または「生活保護受給世帯」

2. 補助金額

エアコン設置にかかる費用の2/3を補助（上限60,000円まで）
※ 生活保護受給世帯は対象設備の全額（上限75,000円まで）

3. 対象設備

家庭用エアコンの設置にかかる設備費及び工事費

4. 申請期間

令和8年6月1日（月）～令和8年10月30日（金）

詳しくは保健福祉課福祉係（TEL：97-3600）までお問い合わせください。



令和8年（2026年）10月から

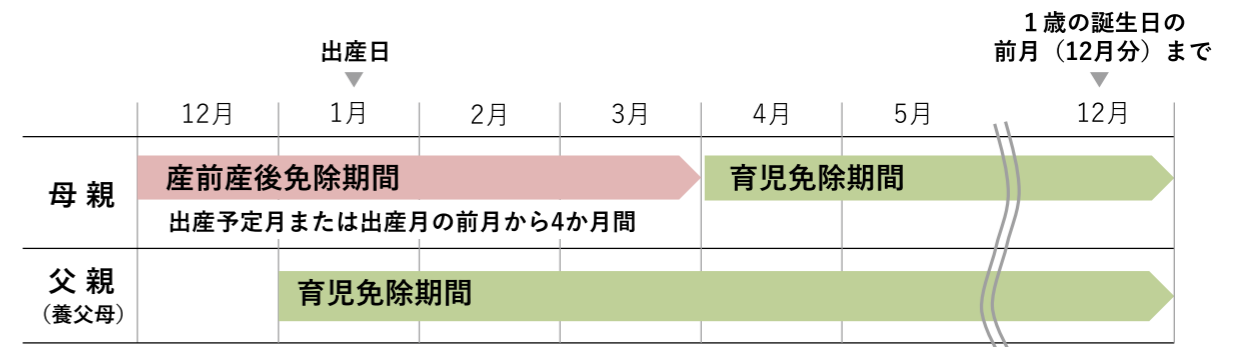
国民年金保険料の 育児免除制度が始まります！

実子、養子を育てている方は、
育児のための免除制度を利用できます。



- 国民年金第1号被保険者（自営業者・農業者・アルバイト・無職など）も**育児で保険料が免除される制度**が始まります。
- お子さま（実子・養子）を育てている方（父母・養父母）は、申請することで、月額17,920円（令和8年度）の**保険料が免除**されます。
- 対象期間は、お子さま（実子・養子）が**1歳になる誕生日の前月まで**です。
- 将来の年金額は、**納付した場合と同じように反映**されます。

<育児免除イメージ図>



マイナンバーカードを福祉医療費受給者証として 利用できるようになりました。

川上村は、デジタル庁がマイナンバーカードを活用したデジタル化の取組を推進するために開発をした「自治体・医療機関等をつなぐ情報連携システム（PMH：Public Medical Hub）」の運用を開始しました。

これまでは、受診時に医療機関等の窓口で、「マイナ保険証または健康保険証等」とは別に「福祉医療費受給者証」の提示が必要でしたが、今後**PMHに対応した長野県内の医療機関等**では、マイナンバーカード1枚で受診できるようになりました。

※ PMH対応していない医療機関を受診する際は、これまでと同様に「福祉医療費受給者証」の提示が必要になります。



申請はスマホでOK！電子申請がかんたん便利

基本的に、**書類を添える必要はありません。**

※ 届書（紙）による手続きの場合には、「産前産後免除該当届／育児免除該当届・終了届」「マイナンバーカード」の写し等が必要となります。

スマホで24時間365日、電子申請できます。

※ 役場の住民・戸籍窓口や郵送でも手続きできます。



制度や手続きの
詳細はこちら



日本年金機構特設ページ
<https://www.nenkin.go.jp/tokusetsu/ikujiimenjo.html>



マイナポータル（電子申請）はこちら
<https://myna.go.jp>

午後	午前	
 伊藤 泰斗 (訪問診療)  矢藤 有悟	 川上村診療所長 伊藤 泰斗	月
 伊藤 泰斗	 塩ノ崎 萌	火
 伊藤 泰斗 (訪問診療)  矢藤 有悟	 伊藤 泰斗	水
 伊藤 泰斗	 伊藤 泰斗	木
 矢藤 有悟 (訪問診療)  長崎 健一	 矢藤 有悟  山本 愛一郎	金

診療所長から
川上村の皆様へ

新しく診療所長を務めさせていただきます、伊藤 泰斗 (いとう たいと) です。村の皆さまにとって診療所が「心強い味方」でありたいと考えています。体調のことはもちろん、生活の中でのちょっとした困りごとも、まずは気軽にお話してください。川上村の豊かな自然に負けないくらい、明るく話しやすい診療所を作っていきたいと思っております。これからもどうぞよろしくお願いいたします。

認知症対応型通所介護施設の設計が始まります。

老朽化している「本郷宅老所だんらん(認知症対応型通所介護施設)」の今後のあり方を検討し、新たな認知症対応型通所介護施設の建設を進めるため、川上村高齢者等施設建設委員会を発足し協議を進めてきました。なお、認知症の方の特性を考慮し独立性を確保したうえで、ヘルシーパークかわかみ等の周辺施設が充実している旧第一保育園跡地に建設する予定です。今後設計業者を選定し、関係者からの意見聴取を実施しながら設計を進めます。

施設の基本方針

- (1) 認知症の方が安心して過ごせる環境の提供
- (2) 地域との連携、家族との協力体制の構築
- (3) 利用者の尊厳を守るケアの実現
- (4) 今後建設が考えられる施設との連携

施設・設備の特色

- (1) バリアフリー・安全対策 ⇒ 利用者の安全性に配慮した動線設計 等
- (2) 設備・ICT導入 ⇒ 空調、換気設備(感染症対策) 等
- (3) 環境・地域との調和 ⇒ 内装などに村産木材及び県産木材の利用 等

主なスケジュール

令和7年度	川上村高齢者等施設建設委員会による協議等 パブリックコメント(住民意見集約)の実施
令和8年度	建物の設計等
令和9年	建設工事
令和10年1月	利用開始

※ 社会情勢や村の財政状況により、変更することもあります。

建設に係る「川上村認知症対応型通所介護施設建設基本計画」は、村のホームページで公開しています。

佐久地区障がい者スポーツ大会開催のお知らせ



日時：令和8年6月13日(土) 9時20分～13時00分
 会場：長野県立武道館 主道場 (佐久市猿久保165-1)
 競技：ボッチャ、フライングディスク
 参加募集：令和8年4月20日から 1団体1チーム(3～6名編成)

お問合せ先 長野県佐久保健福祉事務所福祉課(大会事務局) TEL: 63-3143

子宮頸がんから大切な人を守るために — HPV ワクチン接種を始めます —

川上村診療所では、令和8年4月1日よりHPV(ヒトパピローマウイルス)ワクチンの接種を開始しました。HPVは、多くの女性が「一生に一度は感染する」といわれているウイルスです。感染しても多くの場合は時間経過とともに自然に排除されますが、一部は子宮頸がんなどの原因になることがあります。

診療所では9価ワクチン「シルガード9」を取り扱っており、子宮頸がんの原因となるHPVのうち、約90%の型の感染予防が期待できます。定期接種(公費で受けることができる方)の対象は、小学校6年生から高校1年生相当の女子となります。

大切な健康を守るため、この機会にぜひ接種をご検討ください。接種スケジュールなどの詳細は、診療所までお気軽にお問い合わせください。

